

日本歯周病学会企画調査研究助成(平成27年度)募集のお知らせ

特定非営利活動法人 日本歯周病学会では、我が国における歯周病の研究、教育、医療および予防を推進することにつながる多施設研究を推進することを目的として、別掲のように企画調査助成制度を制定し、下記の要領で公募します。奮って応募くださいますようお願いいたします。

— 記 —

1. 応募資格：申請時に5年以上の会員歴を有する本学会会員
2. 研究期間：1年間(平成27年4月1日～平成28年3月31日まで)
3. 研究費：50万円以下
4. 研究課題：本学会が推進すべき大規模多施設研究に発展する可能性のある課題
5. 研究組織：研究代表者(申請者)と研究分担者で構成し、研究分担者の半数以上は本学会会員とする。
6. 期間終了後の義務：研究代表者は、所定の成果報告書と会計報告書を本学会に提出するとともに、助成期間終了年度の翌年度の本学会学術大会に報告し、大規模多施設研究のための研究計画書を提出する。なお、報告は一般演題とし、発表の中で、本助成を受けて遂行した研究であることを明示する。一般演題としての報告が適切でないと考えられる場合は、その理由を文書(別紙様式)として研究委員会に提出し、了承を得る。
7. 応募期間：平成26年5月1日～7月1日
8. 応募要領：日本歯周病学会ホームページを介した申請とする。平成26年5月1日まではホームページに掲載するので、それ以降、日本歯周病学会ホームページの「会員の方はこちら」→「研究助成」とリンクをたどり、「公募型研究助成」の「企画調査研究助成」の欄において提出方法を確認すること。
 - ①応募研究課題
 - ②研究組織：研究代表者および研究分担者の所属、身分、年齢を明記
 - ③研究目的：研究の学術的背景、何をどこまで明らかにするか、当該分野における本研究の学術的な特色・独創的な点及び予想される結果と意義、歯周病学への貢献度などについて具体的に記入
 - ④研究計画・方法
研究目的を達成するための具体的な研究計画・方法について具体的に記載
 - ⑤研究テーマに関連した現在までの準備状況
本研究を実施するために使用する研究施設・設備・研究資料等、現在の研究環境の状況、さらにはこれまでに受けた関連の研究に対する研究費や業績等を記入
 - ⑥研究経費：費目別に必要経費を記載
9. 審査と結果通知：選考委員会で審査し、理事会承認後に本人に書面で通知する。

平成26年3月
特定非営利活動法人 日本歯周病学会
理事長 永田俊彦

特定非営利活動法人 日本歯周病学会 企画調査研究助成制度規程

(趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本歯周病学会研究積立基金規程第2条に基づき、日本歯周病学会(以下、「本学会」という。)が推進すべき大規模多施設研究に発展する可能性のある研究を助成するために必要な事項を定めたものである。

(対象)

第2条 助成対象は、研究の学術的背景が明確で歯周病学分野において学術的な特色があり独創的で歯周病学への貢献度が高い研究とする。

(申請者)

第3条 申請者である研究代表者は、申請時に5年以上の会員歴を有する本学会会員に限り、また研究分担者の半数以上は本学会会員でなくてはならない。

(助成)

第4条 採択件数は、年1件とし、50万円以下の助成金を支給する。なお、助成期間は、1年間とする。

(選考および決定)

第5条 助成対象課題は、選考委員会で審査選考し、理事会の議を経て決定する。

2 選考委員会委員は5名とし、委員は理事長が理事または評議員の中から指名する。ただし、応募者と同一講座(あるいは分野)に所属する理事および評議員は選考委員になれない。

3 委員長は委員の互選とする。

4 選考基準は別に定める。

(義務)

第6条 研究代表者は、所定の成果報告書と会計報告書を本学会に提出するとともに研究期間終了年度の翌年度の本学会学術大会において報告し、大規模多施設研究のための研究計画書を提出する義務がある。

(改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の議を経て行う。

附 則

1 この規程は平成20年4月24日より施行する。

2 この規程は平成24年5月17日より施行する。

企画調査研究助成制度施行細則

(趣旨)

第1条 この施行細則は、特定非営利活動法人日本歯周病学会企画調査研究助成制度規程第5条第4項の規定により、企画調査研究助成制度の実施に関して必要な事項を定めたものである。

(申請)

第2条 応募者は、締切日までに別に定める書類を添えて申請する。

(選考基準)

第3条 選考基準は次のとおりとする。

- (1) 研究の学術的背景が明確であること。
- (2) 歯周病学分野において学術的な特色があること。
- (3) 創造的であること。
- (4) 歯周病学への貢献度が高いこと。

附 則

1 この細則は平成20年9月26日から施行する。

2 この細則は平成24年5月17日から施行する。